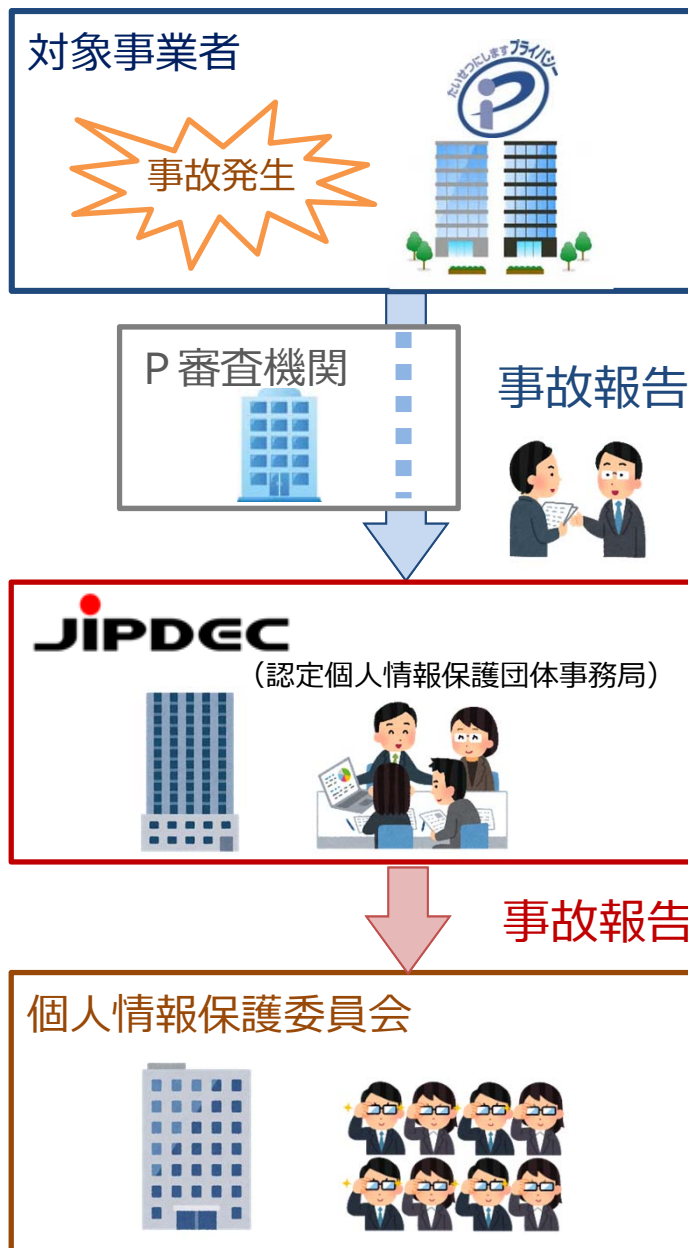


対象事業者の事故報告の流れ① 軽微な事故の場合



① 事故原因調査

② 事故報告書作成・提出

- ✓ 事故の概要
 - ✓ 個人情報の項目・件数
 - ✓ 本人等への対応
 - ✓ 再発防止策の策定 等
- ※ 「様式1」に記入してください。



【注】 認定個人情報保護団体の対象事業者でない場合は、個人情報保護委員会へ直接報告してください。

対象事業者の事故報告の流れ② 重大な事故の場合



すぐに連絡
+
事故報告

助言・連携



速やかに連携
事故報告

適宜連携



①速やかに第一報連絡

JIPDEC
認定個人情報保護団体事務局
TEL:03-5860-7576



②事故原因調査

③事故報告書作成・提出

- ✓ 事故の概要
 - ✓ 個人情報の項目・件数
 - ✓ 本人等への対応
 - ✓ 再発防止策の策定 等
- ※「様式1」に記入してください。



【重大な事故とは】

- 要配慮個人情報^①が漏えいした場合
- 信用情報、クレジットカード番号等を含む個人データが漏えいした場合であって、二次被害が発生する可能性が高い場合
- 同一事業者において漏えい等の事故（特に同種事案）が繰り返し発生した場合
- 事業者の個人情報を不特定多数の人間が閲覧できる状態になった場合
- 不正アクセスにより大量の情報流出あるいはその可能性がある場合
- 従業員が不正な利益を図る目的で個人データを持ち出した場合
- 当該事案に関して、マスコミに対して報道発表を行う場合、又はマスコミで報道された場合
- インターネットにおいていわゆる「炎上」している場合 等

【注】認定個人情報保護団体の対象事業者でない場合は、個人情報保護委員会へ直接報告してください。

対象事業者の事故報告の流れ（まとめフロー図）

